

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：北茨城市水道事業会計

事業名	上水道事業		
事業開始年月日	昭和42年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 非適用
団体名		職員数 (H19. 4. 1現在)	29名
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	67	公営企業債現在高（百万円）	4,077
累積欠損金（百万円）	0	利益剰余金又は積立金（百万円）	77
不良債務（百万円）	0	財政力指数	0.69(H18)
資金不足比率（％）	0	実質公債費比率（％）	18.5(H18)
		経常収支比率（％）	89.9(H17)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
該当なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	北茨城市水道事業健全化経営計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	北茨城市長 豊田 稔
既存計画との関係	北茨城市行政改革集中改革プラン(H17年度～H21年度)
公表の方法等	市HP等で公表予定
基本方針	浄水場の一部民間委託による経費節減を推進する。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			414	414
	補償金免除額			63	63
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額			221	221

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債	59,301	55,231	413,728	528,260
合 計 (A)		59,301	55,231	413,728	528,260
一 般 上 記 の う ち (再 掲)	上水道事業債	0	0	0	0
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		59,301	55,231	413,728	528,260

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再 掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債	98,875	28,880	220,894	348,649
合 計 (A)		98,875	28,880	220,894	348,649
一 般 上 記 の う ち (再 掲)	上水道事業債	0	0	0	0
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		98,875	28,880	220,894	348,649

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	<p>水道事業の経営状況は、昭和59年4月以降、料金改定をしないで現在10m³当たり1,260円で維持し、料金収入は、ほぼ横ばいとなっております。財務分析は、平成18年度決算において、経常比率110%、流動比率1,375%、供給単価1m³当たり158円、給水原価152円となっており、不良債務及び累積欠損金もなく経営状態も安定しています。今後はこの状態を維持しながら収入の確保を図る。</p>	
経営課題	課 題	民間委託と経費節減
	<p>上水道事業の現状は、2箇所ある浄水場の内1箇所について、平成16年4月より一部民間委託を実施しており、約2,000万円の経費節減を図った。今後については、残り1箇所の一部民間委託を平成21年度から予定しているので更なる経費削減を図る。</p>	
	課 題	定員管理の適正合理化
	<p>平成16年4月より1箇所の浄水場の一部民間委託により上水道職員38名から6名減、退職者も含め現在30名で推移している。今後は、残り1箇所の浄水場の一部民間委託により平成22年度より職員を7名減らし、23名体制で行い、定員管理の合理化に努める。</p>	
	課 題	
	課 題	
	課 題	
	課 題	
留意事項		

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)										
料金回収率	(%)	103.5	102.1	104.1	105.2	104.1	100.6	103.8	104.6	106.9	107.8
総収支比率(法適用)	(%)	106.8	105.5	109.3	109.9	110.4	104.6	106.9	107.8	110.2	111.1
経常収支比率(法適用)	(%)	106.8	105.5	109.3	109.9	110.4	104.6	106.9	107.8	110.2	111.1
営業収支比率(法適用)	(%)	135.9	133.0	136.0	134.9	133.6	128.6	122.6	121.7	122.4	122.2
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分	(%)	0.4	0.4	0.5	0.3	0.4	0.5			
	うち基準内繰入金	(%)	0.4	0.4	0.5	0.3	0.4	0.1			
	うち基準外繰入金	(%)						0.4			
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)									
	うち赤字補てん的なもの	(%)									
	資本的収入分	(%)	18.5	15.1	9.7	1.0	4.9	7.7			
	うち基準内繰入金	(%)	18.5	15.1	9.7	1.0	4.9	7.7			
	うち基準外繰入金	(%)									
うち赤字補てん的なもの	(%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	昭和59年度に料金改定(昭和59年4月1日)し、基本方針としては、一般会計よりの繰出しは受けないで、独立採算の原則を踏まえ、健全な水道事業運営を推し進めるため、口径別料金体系を維持し、現在も現料金体系で行う。 なお、料金徴収については、平成13年度より民間委託を行い収納率は99.9%を維持している。
2 他会計繰入金の見込み	引続き繰出し基準外の繰出しは受けない予定。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	H21年度から浄水場の一部民間委託を行う予定。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容												
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減 <table border="1" data-bbox="145 300 611 1093"> <tr> <td data-bbox="145 300 611 427">地方公務員の職員数の純減の状況</td> <td data-bbox="611 300 2134 427">定員適正化計画及び行政改革集中改革プランに基づき、平成17年度を基準に、平成18年度14名減、平成19年度24名減とし、最終年度22年度までに56名の純減(7.9%の減)としている。(課題) (改善額については、純減分の人件費を計上。)水道事業としては、H17年度実績30人、目標H21年度に浄水場一部民間委託の予定により、H22年度から7人減の23人体制とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 427 611 531">給与のあり方</td> <td data-bbox="611 427 2134 531"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 531 611 675">国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</td> <td data-bbox="611 531 2134 675">国家公務員に準じた給与構造改革を今後も実施していく。地域手当は制度無し。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 675 611 818">技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</td> <td data-bbox="611 675 2134 818">一般行政職と同様に給与構造改革を実施していく中で、国を上回る給与とならないようにする。なお、見直しに向けた基本的な取組み方針を平成2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 818 611 954">退職時特昇等退職手当のあり方</td> <td data-bbox="611 818 2134 954">退職時特別昇給については、H18年度に廃止済み。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 954 611 1093">福利厚生事業のあり方</td> <td data-bbox="611 954 2134 1093">市民に理解される福利厚生事業の推進に努めている。なお、職員共済会における事業等について平成19年12月に公表することとする。</td> </tr> </table>	地方公務員の職員数の純減の状況	定員適正化計画及び行政改革集中改革プランに基づき、平成17年度を基準に、平成18年度14名減、平成19年度24名減とし、最終年度22年度までに56名の純減(7.9%の減)としている。(課題) (改善額については、純減分の人件費を計上。)水道事業としては、H17年度実績30人、目標H21年度に浄水場一部民間委託の予定により、H22年度から7人減の23人体制とする。	給与のあり方		国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	国家公務員に準じた給与構造改革を今後も実施していく。地域手当は制度無し。	技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	一般行政職と同様に給与構造改革を実施していく中で、国を上回る給与とならないようにする。なお、見直しに向けた基本的な取組み方針を平成2	退職時特昇等退職手当のあり方	退職時特別昇給については、H18年度に廃止済み。	福利厚生事業のあり方	市民に理解される福利厚生事業の推進に努めている。なお、職員共済会における事業等について平成19年12月に公表することとする。	
地方公務員の職員数の純減の状況	定員適正化計画及び行政改革集中改革プランに基づき、平成17年度を基準に、平成18年度14名減、平成19年度24名減とし、最終年度22年度までに56名の純減(7.9%の減)としている。(課題) (改善額については、純減分の人件費を計上。)水道事業としては、H17年度実績30人、目標H21年度に浄水場一部民間委託の予定により、H22年度から7人減の23人体制とする。												
給与のあり方													
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	国家公務員に準じた給与構造改革を今後も実施していく。地域手当は制度無し。												
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	一般行政職と同様に給与構造改革を実施していく中で、国を上回る給与とならないようにする。なお、見直しに向けた基本的な取組み方針を平成2												
退職時特昇等退職手当のあり方	退職時特別昇給については、H18年度に廃止済み。												
福利厚生事業のあり方	市民に理解される福利厚生事業の推進に努めている。なお、職員共済会における事業等について平成19年12月に公表することとする。												
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等 <table border="1" data-bbox="145 1201 611 1477"> <tr> <td data-bbox="145 1201 611 1345">維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</td> <td data-bbox="611 1201 2134 1345"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 1345 611 1477">指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</td> <td data-bbox="611 1345 2134 1477">H21年度から浄水場の一部民間委託を行う予定。(課題1対応)</td> </tr> </table>	維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	H21年度から浄水場の一部民間委託を行う予定。(課題1対応)	H21年度から浄水場の一部民間委託を行う予定。(課題1対応)								
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組													
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	H21年度から浄水場の一部民間委託を行う予定。(課題1対応)												

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 経営健全化や財務状況に関する情報公開 行政評価の導入	決算状況、給与情報について市広報誌等で公表している。 行政評価については、平成17年度から一部導入を実施しており、現在の評価対象を総合計画実施計画に採択するための事務事業の事前評価に絞っていることから、今後段階的に評価する事務事業の拡大を図る。
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	定員適正化計画及び行政改革集中改革プランに基づき、平成17年度を基準に、平成18年度14名減、平成19年度24名減とし、最終年度22年度までに56名の純減(7.9%の減)としている。水道事業としては、H17年度実績30人、目標H21年度に浄水場の一部民間委託の予定により、平成22年度から7人減の23人体制にする。(課題1)
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	H21年度から浄水場の一部民間委託を行う予定。(課題2)
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	引続き基準外の繰り出しは受けない予定。
4 その他	

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>
--

繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化) 1												
	未収金の徴収対策												
	改善額												
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	312	300	239	232	232		227	239	239	231	231	
	改善額												
	給与水準												
	改善額												
	その他(浄水場民間委託)			90							75		
	改善額			20	20	20	60	20	20	20	28	28	116
	職員給与費(退職手当)												
	職員数(人)	38	38	31	30	30		29	30	30	23	23	
	増減数(人)			8							7		15
	維持管理費等	650	640	695	689	679		762	715	707	695	687	
	改善額(適正化)												
	工事コスト 2												
	改善額(縮減額)												
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	4,299	4,265	4,467	4,302	4,077		3,827	3,511	3,307	3,103	2,957	
	増減												
	計画前5年間改善額 合計						60						改善額 合計 116
	(参考) 補償金免除額												63

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 1 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	51	50	50	49	48	47	47	47	47	47
年間総有収水量(千m ³)	6,296	6,091	6,142	6,117	5,997	5,997	6,012	6,027	5,969	6,042
公称施設能力(m ³ /日)	23,145	23,145	23,145	23,145	23,145	30,980	30,980	30,980	30,980	30,980
1日最大配水量(m ³ /日)	21,601	20,485	20,820	22,637	22,476	23,854	23,854	23,854	23,854	23,854
最大稼働率(%)	93.3	88.5	90.0	97.8	97.1	77.0	77.0	77.0	77.0	77.0
供給単価(円/m ³)	158.3	157.6	158.4	158.5	158.9	165.9	164.7	164.3	163.9	163.5
給水原価(円/m ³)	152.9	154.3	152.1	150.6	152.7	164.9	158.7	157.0	153.3	151.6

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。